

| | |
|------------------|---|
| Title | 奥川船積問屋と佐原商人仲間 |
| Sub Title | Okukawa shipping (奥川) agent and Sawara (佐原) merchant groups |
| Author | 田中, 康雄(Tanaka, Yasuo) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1970 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.279- 305 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 今宮新先生古稀記念 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0283 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奥川船積問屋と佐原商人仲間

田 中 康 雄

ま え お き

江戸とその後背地としての関東農村との経済的關係は「江戸地廻り経済」として論ぜられる所が多い。

これは幕藩制の構造的特質を把握しようとする試みと共に始まったといわれるが、大坂の占める経済的地位およびそれらの関連における江戸の地位を問題にする場合、当然その延長線上に存する問題であった。それにも拘らず、今日まで必ずしも十分な説明がなされたとは言えないのは、一つには江戸に関する研究の手薄さにあったことも否定できないであろう。江戸そのものの研究にとって外部（関東農村）からの接近の方法もまた必要となってくる。

本稿は主として江戸と佐原との間の運輸機構を取扱ったものである。奥川船積問屋は江戸の川船問屋仲間であり、その一員佐原屋庄兵衛を介する佐原と江戸との間の運輸交通の概要を紹介しようとするものである。

江戸と関東農村との経済的關係が、勿論それだけで明らかになることはないが、それが直接的に表現されている面もあるのではないかと考える。また、江戸の木綿問屋（主として白子組について）が、関東木綿の流通を把握できなかった理由として、一つに運輸組織を通じての規制ができなかったことがあげられているが、²⁾しかしその具体的な運輸組織の問題

が必ずしも明らかにされているとは言いがたいのが現状であろう。

右のような問題の解明に対して幾分かなりとも助力となる所があったならば本稿の目的は達せられる。

註

(1) 児玉彰三郎「近世後期における商品流通と在方商人」(『歴史学研究』二七三)

(2) 林玲子「江戸木綿問屋仲間と関東木綿」(『歴史学研究』二七四)

史学研究』二七三)

一 奥川船積問屋の特質

奥川船積問屋の成立については未だ詳かにし得ない。記録の上で直接的に仲間としてのまとまりが判明するのは、元文元年の仲間仕法が最も古いものである。⁽¹⁾従ってこの時期には奥川船積問屋は仲間として成立をみていたことは確かである。但しそれが公的(幕府)に認められていたのではなく、文化度に至って初めて菱垣廻船積問屋の一員として公認されている。このために嘉永四年の株仲間再興に際しても、文化以前には仲間として公認されたことがなかったという理由で再興願を却下されているのである。⁽²⁾

後年の書上げでは、仲間の公儀御用についての経歴を度々説明しているが、それによると寛文三年および享保十三年の將軍の日光参詣に際しての荷物運搬と、元文中に抜銭改役を仰せ付かったとして⁽³⁾この時期に仲間としてどの程度の機能をもっていたかについては右のとおり必ずしも明確でないが、少なくとも何らかの形で同業問屋として存在していたことは認めることができよう。

註

(1) 通信博物館所蔵「奥川船積問屋規則」(SB 52)以下、奥川船積問屋関係は特にことわらない限り右史料による。この史料

は明治期の写本で、安政四年編輯、以後若干書き継ぎしたものとみることが出来る。写本の質は左程良好とは言えず、誤写等に十分注意する必要があるが、奥川船積問屋仲間の記録として

は貴重なものである。なお同館目録に奥州とあるのは奥川の誤りである。

(2) 「諸問屋再興調」九(『大日本近世史料』諸問屋再興調五)

(3) 元文以降にも天明七年に「米穀高直ニ付御当地騒立候節、奥筋諸国ヲ入込候高瀬」の入津改方、長谷川平蔵掛廻船御用、寛政八年銅御吹所関係の古銅抜荷調方、寛政九年御作事方掛の上州世良田御宮普請材料運搬御用などを仰付かっており(諸問

元文元年の仲間仕法はかなり詳細なもので、船積問屋仲間の大要を知ることができる。その内容はおよそ次の諸項目にわたっている。⁽¹⁾

○法度(法度荷物)の遵守

○業躰

○問屋責任の範囲

○難舟および出火の際の取扱

○株の譲与売買

○積場所規程

このうちで、条文としては難舟規程が大部分を占め、その内容も詳細であるが、注目されるのは問屋の業躰と、それと関連した積場所規程である。仕法には

一奥川筋荷物積問屋、従古来三拾五人組合ニて渡世仕来難有奉存候、右仲間共積送来候諸荷物、武州・下総・常陸・上野・下野・奥州・羽州・信州・越後・上総・房州、右国々迄江戸表へ積入候諸荷物、御武家方御荷物諸商人荷物共ニ

屋再興調」九)、また天保年中の日光参詣御用も勤めたようである。

なお奥川船積問屋を、その前身を江戸における小型の諸問屋として考え、江戸問屋の機能が専門問屋化するにつれ、それが没落して運輸機能に限定されたものとする見方があるが(林玲子『江戸問屋仲間の研究』)、今それについて云々することはできないので、その指摘だけに止めておく。

船積仕、日和次第送状差添船中大切ニ相守出帆為仕候事

とある。つまり右の諸地域（奥川筋と考えられていた地域）への積下し荷物を取扱う船積問屋が奥川船積問屋であると考えてよいであろう。そこでこの点についてより詳しく明らかにしてみよう。

船積問屋の渡世致方についての質問に対し次のような返答がなされている。⁽²⁾

(前略)

船積問屋共船積渡世致方委細ニ可書上候様被仰渡候

一此儀ハ、奥川筋高瀬舟之儀ハ、其河岸ニ問屋所持船抱船頭ニて通船仕、又ハ其所之船持とも直乘ニ渡世仕候ものも御座候

一右高瀬船江積乗り候諸荷物、其国所之産物不寄何品ニ河岸ニ積立、御当地江入津仕船下船宿ニ夫ニ之問屋江送状之通水揚仕候、勿論高瀬舟直揚仕候荷物も有之候、此儀ハ附舟下船宿ニ而取揃候儀ニ御座候

一私共渡世之儀ハ、右高瀬舟ニ御当地江積参り候諸荷物御片付、から船ニ相成候而、般頭共銘ニ請前之仲間方江船相廻シ、御当地より出候荷物夫ニ江積送り申候、尤積場所之義ニ武州・下総・上野・下野・常陸右五ヶ国入合之河岸ニ江積遣、夫ニ奥州・羽州・信州・越後迄船積荷物之分私共仲間内に而積場所相分ケ船積仕来候儀ニ御座候、奥川筋積遣候御武家方荷物之儀ニ其御屋敷御留守居中ニ関宿御関所江御証文差上御改之上ニ而通船仕候、且又商人仕入荷物之分ハ綿・木綿・塩・糠・干鰯・荒物・乾物・干魚・小間物類向ニ諸問屋ニ仕入、右荷元荷主共ニ私共方へ差出則請取貫目等相改固ニ向ニ問屋江宛所仕、其品ニ名目送状ニ相認割印仕船頭方江相渡出船為致候儀ニ御座候

一右荷物積立出船之後、船中不時之難等御座候節ハ、其所ニ飛脚を以て相知候ニ付、早速其場所へ罷越荷物相改古来ニ仲間定置候通荷物取揃仕来候

一私共渡世之儀ハ、古来ハ一同申合荷物大小輕重ヲ相分ケ、遠近ニ寄定置候舟賃高之内ニテ船頭方々壱割之口錢取之船積渡世相続仕来候義ニ御座候、右御尋ニ付為御返答之奉申上候、以上

寛政元酉年五月十二日 返答人 八人

奈良屋

御役所様

関東各地の河岸から、産物を積み込んで江戸に入津した船（河岸問屋の持船か、或は船持の船）は、舂下問屋を通して江戸市中の各取扱問屋へ配達される。この場合、入津した船から直接陸揚げされることもある。このようにして積荷をおろし終った船は、奥川船積問屋へ廻り、こゝで各地向けの荷物を積み込んで帰帆するというのである。⁽³⁾

右で明らかのように、奥川船積問屋は江戸からの積出荷物のみを取扱ったとみなくてはならない。関東各地からの着荷の取扱と送荷の取扱とが分離されていると考えられるのである。右の史料で着荷を取扱っているとみられる「舂下船宿」は「奥川筋舂下宿」⁽⁴⁾あるいは後年の「舂下積問屋」⁽⁵⁾に当るものと考えてよいであろう。「舂下積問屋」の組合履歴によれば「当時追々府内繁栄ナルニ随テ近国在方地方ヨリ生産物売買ノ為、高瀬舟ヲ以テ入府スルモノ繁リ、依テ是等荷物ノ陸揚又ハ配付ヲ該六十艘ノ稼業ト定ムル認許ヲ得タリ」⁽⁶⁾とあり、その営業取扱の範囲がやはり陸揚、配付に限定されていたことを認め得る。そして、その取引先の河岸が奥川船積問屋と同様に（後述）問屋各個で決まっていた。この「舂下積問屋」はその前身を「数十人ノ茶船持船乗業者アリテ是等ハ漁業渡舟或ハ府内小荷物ノ運送ヲ営業トセンガ……」⁽⁷⁾としているように、比較的小規模の船持から発生したとみられるもので、その居住地域も、本所・深川・浅草花川戸・日本橋元柳町あたりであった。⁽⁸⁾

これに対して奥川船積問屋は小網町を中心に小舟町、箱崎町あたりに居住していたものであり「舂下積問屋」⁽⁹⁾とは自ら

差異があったのではないかと考えられる。

註

- (1) なお仲間定法はこのほか天明五年、文化六年のものが見出される。文化六年は十組へ附属加入に際してのもの、元文元年仲間仕法はその中に引用されている。天明五年は定法帳紛失のため書き改めたもの。難舟規程がより具体的になっている。いずれも元文元年仲間仕法が基本となっているものと考えられる。
- (2) 「諸問屋再興調」九にも寛政十年のほぼ同様の記録がある。
- (3) 入津した船の滞在等の具体的状況については「東京諸問屋商事慣例」回漕問屋の項参照。
- (4) 「諸問屋再興調」九、「奥川船積問屋規則」(嘉永四、五年)
- (5) 『東京諸問屋商事慣例』回漕問屋項
- (6) 同右
- (7) 同右
- (8) 同右
- (9) 文政七年『江戸買物独案内』では奥川船積問屋三五人のうち小網町居住二〇、小船町八、箱崎町四、堀江町二、伊勢町一となっている。

奥川船積問屋が株仲間として公認されるのは、前述のように文化年中である。周知のように江戸の十組問屋仲間はこの時に仲間の再編を行い、菱垣廻船積問屋仲間として一大株仲間を結成した(株仲間となったのは文化十年)。その再編、株仲間化の意義についてこゝで論ずる暇はないが、この時に奥川船積問屋は、十組附属として二十両の冥加金を上納して三十五人が問屋株としてはじめて公認されたのである。

こゝに至るまでの間にも度々幕府の公認を得ようとした動きがみられる。即ち寛延年中、諸問屋より直積されることが多くなり、組合の者が困窮しているとの訴えが出されている⁽¹⁾。この時は抜銭防止のため中川番所で検査が行われたので「通船不通用」になっていた。従って右の組合困窮およびその原因は訴えの額面通りには受取れないが、奥川船積問屋を通じない直積が多くなりつゝあり、しかも中川番所の取締りが厳重になったため船の通行が円滑に行かなくなっていた、とみるのが妥当であろう。

こういう事態に対し、奥川船積問屋は仲間問屋の印鑑を番所に届けておき、仲間取扱の船の通行を保障してもらい、そ

の特権によって仲間の独占を恢復しようとしたものと考えられる。結局この願いは取上げられた模様で、独占の恢復に役立ったものと推測される。

その後、寛政年中に名前帳差出を願出たことがあるが、この時はいずれも却下されている⁽²⁾。このような経過の後に文化十年の株仲間公認となるのである。

こゝで奥川船積問屋と十組問屋の関係についてみると、先きの寛延元年の訴願に対し、公刃から十組問屋に支障があるかどうかの問合せを行なっている、その返答によれば「私共ハ惣而此度御願申上候川船問屋々積下シ申候」と十組問屋との結び付きが密接なものであることを示している。また諸問屋よりの直積が多くなったという点については、十組問屋は「諸問屋共直積仕候段申上候諸問屋之儀ハ、数多之儀ニ御座候得共、十組限り申上候義ニ而有御座問敷ト乍憚奉存候」と述べているように、直積をする諸問屋とは十組以外の諸問屋であったとみられていたのである。そして十組限りでは奥川船積問屋の願は支障ないとしている。

このような十組問屋との結び付き方に対し、奥川船積問屋の「名前帳差出」の訴願に対して異議を挟む者も存在した⁽³⁾。それは類似業者とみられる「奥川筋附船仲間」であった。この仲間の実体については管見の限りでは殆ど知る所がない。唯、寛政元年奥川船積問屋返答書の中にみえる「附船舩下船宿」や、明治期に回漕問屋（東京川舟貨物回漕組合）として積問屋（＝奥川船積問屋）、舩下積問屋と統合された「舩問屋」に当るものではないかと推測される。

この附船仲間の主張は、関東各地への積下り荷物は「此度願出候積問屋共江相願候も有之、附船仲間之もの共江相頼候も有之、右仲間ニ不拘、直々船積仕候も有之、其寄寄弁利ニ随ひ候而已ニ而、何れ之仲間ニ限り引受候と申儀古来々取極」はない。そこへもし奥川船積問屋の願いが実現されれば附船仲間の渡世に差障り、積下し荷物は最寄自由を失い都鄙一統商人共差支えることになる。従って右の願いを許可しないという趣旨である。

これらによつてみると、十組問屋関係は別として江戸からの積下し荷物一般については種々のルートがあつたと考へる方が妥当であろう。そこに慣行的な分担関係と競合関係とが存在してゐたと考へられる⁽⁴⁾。奥川船積問屋が公的な承認を得ようと試みたこともその故であつたらう。

奥川船積問屋の菱垣廻船積仲間への加入、株仲間化は、それが奥川船積問屋のみ実現したことで右の關係に何らかの影響を与えたであらうと思はれる。その点は遺憾ながら詳かにし得ないが、もともと密接であつた十組問屋との關係は一層強化されるに至つた⁽⁵⁾。またその加入が前述したような奥川船積問屋と十組問屋との關係があつたが為に実現したと考へることは無理ではないであらう。

註

(1)

乍恐以書付奉願上候

一 奥川船積問屋共申上候、私共先祖古来々奥川筋江積参り候荷物不残私共組合之内江引請積参り来候処、近年猥ニ相成諸問屋方直積仕候ニ付私共組合之もの共渡世薄く罷成段々困窮仕候間無是非御願申上候、古来私共組合四十九人有之候処是迄段々十二軒身上相仕舞相残只今三十七人之内も相統難儀罷成候、此上猥ニ罷成候も私共先祖々致来り候渡世に離レ親妻子養育成兼申儀ニ御座候而差当り難儀至極仕何卒以

御慈悲右之段被為聞召詔中川

御番所江組合之もの共印鑑差上通船仕候様ニ被為仰付被下置候を大勢之もの共渡世相統仕難有奉存候、私共商売之儀ハ古来々只今ニ至り船賃百文ニ付拾文宛之為庭銭船手ヲ請取渡世致来申

候、此上印鑑通用被為仰付被下置候共外ニ荷主船手ヲ巻錢も申請不申候、右之通被為仰付被下置候を相休罷在候もの共も渡世相統為致申度奉存候、此上私共組合之外ニ船積渡世仕度者も仲間江何人ニ而も加入為致可申候、右申上候通り諸問屋直積多く御座候ニ付船々猥ニ積入申候故積込紛失及數度ニ荷主組合之もの共殊之外難儀至極仕候、古来々御武家様方之御荷物も引請積来申候ニ付此上間違等も無之様ニ取斗申度奉存候、奥川筋破舟等之節も荷主船手も宜敷御座候ニ付何卒以

御慈悲中川御番所様江印鑑差上通船仕候様被為仰付被下置候ハ、大勢之もの共御救罷成広太之

御慈悲難有奉存候以上

奥川船積問屋行事

小網町二丁目

家主

寛延元年辰閏十月

願人 八郎兵衛

同町治郎右衛門店

伝兵衛

箱崎町清三郎店

長右衛門

右之通願書之下書樽屋敷御役所方借請則御返答左之通

乍恐以書付申上候

一 十組諸問屋共申上候、此度奥川筋積問屋共御願申上候と奥川諸荷物共諸問屋方直積仕候に付家業相続難成依之自今組合相定積荷物悉く引請通判を以通船為致度尤庭錢唯今迄之通舟賃百文ニ拾文宛請取家業相続仕度段御願申上候ニ付我々共相障候儀無之様御尋被為遊左ニ申上候

一 諸問屋共直積仕候段申上候諸問屋之儀ハ数多之儀ニ御座候得共十組限り申上候義ニ而々有御座問敷ト乍憚奉存候得と私共義ハ惣而此度御願申上候川船問屋方積下シ申候、尤稀ニハ買主方江荷物直ニ相渡代金請取候儀御座候、此荷物ハ如何積下シ相哉積方不奉存候得共此儀ハ纒之義ニ御座候、依之此度川船問屋御願之趣差当相障儀も無御座候様ニ乍憚奉存候、然共新ニ組合相定メ中川御番所様江願人共印鑑を差上置通船手形差出候義と手形錢杯と名付百文ニ拾文之外徳用を取其外歳月を経候と組合不合臨時之掛物等を相企又々組合御免之

御威光を奉請品を替新ニ私法を以舟手江出銀為致候而ハ船々々不及申上世上一統之難儀ニ乍恐奉存候、自今以後船賃百文ニ付

奥川船積問屋と佐原商人仲間

庭錢之外取不申候而荷物方自由能世話致新法成儀不仕候と差而相障候儀御座有問敷様ニ乍恐奉存候此度川船御願申上候書面ニ而々川船々御当地ニ而積立候荷物斗之御願奉承知候諸方より入津仕候船々之荷物之儀ハ只今迄之通問屋共方へ万一直積不仕候筋ニも相成候而々難儀至極仕候、此儀幾重ニも私共直請仕候様ニ奉願上候并江戸茶船積入候荷物御番所外迄往來仕候儀数多御座候此儀も唯今迄之通ニ無御座候而々難儀仕候ニ付右同様ニ御願奉申上候右之通ニ御座候

寛延元年辰十一月

十組 諸問屋共 右店 大行事

(2) 寛政元年「仲間之者共名前言上御帳面ニ御記被下置度」願い、および寛政十年「仲間為取締町年寄江名前帳差出度」願い

〔諸問屋再興調〕九

(3) 「諸問屋再興調」九

(4) 奥川船積問屋、舂下船宿および一応附船仲間と考えられる舂下問屋が明治期になって「業務ノ体面ヨリスレバ敢テ違同ナク悉ク同一ニシテ」(『東京諸問屋商事慣例』)と結局回漕問屋として統合することも類似業者の併存を物語るものである。

(5) 奥川船積問屋仕法書(文化六年十月)

一 奥川積問屋之儀從古來連綿致、前々仕來り候仲間仕法書元文之度ニ連印致置、当仲間三拾五人之者共渡世致來、依之猶又文化六巴年中御国恩為冥加十組江附屬上金仕り御鑑札頂戴仕り候段、誠ニ以一統冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル上々仲間之者

共銘、渡世向身分共廉直ニ相守可申事

一 奥川積荷物運送之儀、其場所河岸之内近所荷主分、荷主方まで送状差添引受来候儀ニ有之候、右其川岸、里数隔候荷主之分、其河岸継荷問屋水揚迄之引請ニ而積、来候事

一 十組諸問屋衆奥川行船積荷物之儀、私共積問屋当仲間三拾五人

ニ而引請船積致、其餘船、江不被差出候段取極候上、譬先方、里数隔候遠近ニ不拘先、荷主方まで当仲間三拾五人之積問屋共引請ニ而積贈可申候、然上、船中之儀、不及申、陸地馬附場所荷物継問屋并道中筋何等之儀有之候共、其場所継荷問屋一同私仲間引請何方まで茂罷出取揃瑠明可申候

一 積場河岸、荷物運賃附之儀、先達而三橋会所江書上置候通り

奥川船積問屋は、元文元年の仕法にある如く「銘、積場所相分、渡世仕来候」と、各分担の積場所を持っていた。これは輸送荷物の送り先のこと、各船積問屋によって夫々定まっていた。文化六年現在の船積問屋とその積場所を示せば第一表の如くである。元文の仕法にもある株の売買は、実際にはこの積場所の権利がその内容となっていた。従ってその売買価格は持場（積場所）の広狭或は他人の入会いの有無程度によって価値が定められたのである。⁽¹⁾

その分布をみると、第一に積場所のひろがりは関東の河岸を大方網羅していると言えること、第二に積場所は河岸だけに限られず道中筋にも存在すること、第三に問屋と積場所との対応関係に特徴があること、などが指摘できるであろう。

第一については、奥川船積問屋は一応関東一円に積下し川船荷物を取扱うことができたといえよう。第二は、問屋の性格とも関連して注目される。文化六年に十組問屋との関係を緊密にする過程で、十組問屋取扱荷物に関して河岸边に近い場所だけでなく、舟運に關係なく取扱う⁽²⁾ということを決めており、また佐原屋庄兵衛の業務内容（後述）とも関連して、

仲間一統相違無御座候

一 御当地右諸問屋衆、奥川筋諸国江被差出船荷物之儀、私共当仲間三拾五人限積方致候様取極之儀、私共商売利潤而已相抱候義ニ無之、川船之舟頭水主共未熟之儀共有之、荷元江相對を以直積等仕、又、余商売之もの等内、ニ而仕法等も不相弁勝手ニ積方等致候而も、自然ニ古来、積方作法茂相乱れ船方不取締相成、甚混雜致船方一同難儀仕候儀有之、依之十組諸問屋衆之儀、私共仲間三拾五人之者共附屬致候儀ニ而、右問屋衆一昧之儀ニ付其荷物之分、右之通先、荷主迄引請を以別して入念積送り可申候（下略）

奥川船積問屋が川船荷物のみに取扱が限定されていなかったと考える方が良いのではなからうか。

積場所と問屋との対応関係は、各問屋の冠称にもみられるように各問屋によって地域にまとまりがあり、それは仲間内の組分けにもなっていた。⁽³⁾ 対応関係をいくつかのケースに分けてみると、各問屋に得意の積場所があるものの、第一に数箇所の積場所に数箇の問屋が入会するという形が大部分となっている。これに対し、①の近江屋久右衛門と⑩の山口屋清六は他の問屋の入会はなく、一人で積場所を独占しているといえる。⑬坂井屋勝太郎、⑭伊勢屋嘉兵衛も単純ではないが同様の傾向をもつものである。更に第三のケースとして問屋と積場所とが一对一に対応しているものがある。それは佐原屋庄兵衛の場合である。佐原河岸は佐原屋庄兵衛のみが積問屋であり、佐原屋庄兵衛は佐原河岸のみ積場所として取扱う関係にある。

これら積場所と船積問屋との対応関係の様相は、夫々の積場所の地理的、経済的条件の差異によって生じたものである。逆にそれら条件の差異、特質が表現されているといってもよいであろう。

今それら全体について整理することはできないのであるが、たまたま属目し得た佐原屋庄兵衛の場合について以下にみていくこととしたい。積場所と問屋との対応関係からすると、右のように特殊なケースと考えられるが、その関係をふまえた上で取上げていくことにしたい。

註

- (1) 『東京諸問屋商事慣例』回漕問屋項
- (2) 文化六年「奥川船積問屋仕法書」(二八七ページ註5)
- (3) この内部での組合がどういう機能をもっていたか明らかでないが、上州組については、明治五年ではあるが組だけで運賃取極めをしていることがわかる。(国立国会図書館蔵二〇五／二二一「利根川筋船賃控」なおその内容は詳細なものであり、駄目も定められてある。

第2表

組別奥川船積問屋名前 (天明5年)

| 組 | 問屋名 | | |
|---------------------|--|---|---|
| 絹川組 | ・釘屋又兵衛 ⑨ ・常陸屋次郎兵衛 ⑭ | ・河内屋藤十郎 ⑲ ・絹川屋茂兵衛 ⑳ | ・真岡屋庄兵衛 ㉓ |
| 上州組 | 高橋屋勘兵衛 ㉔ ・伊東新兵衛 ⑦ | 金屋作右衛門 ㉙ 油屋次兵衛 | 森屋亀蔵 ⑩ 丸屋忠兵衛 |
| 乙女組 | ・乙女屋喜太郎 ㉒ 柴屋仁右衛門 | ・河内屋藤十郎 ⑲ ・絹川屋茂兵衛 ⑳ | ・真岡屋庄兵衛 ㉓ |
| 利根川組 | 中西屋庄兵衛 伊勢屋弥右衛門 ⑪ 加田屋長右衛門 ㉔ 佐原屋庄兵衛 ② 利根川屋多助 ⑫ | 竹村屋弥右衛門 ㉚ 布川屋安兵衛 ⑱ 長島屋兵右衛門 ⑥ 竜ヶ崎屋惣次郎 ③ | 伊勢屋甚兵衛 ㉔ ・宮屋善兵衛 ④ ・金子屋紋兵衛 ⑤ 津久井屋 利右衛門 ⑰ |
| 佐野組 | 森田屋安兵衛 ㉓ | 佐野屋九兵衛 ㉑ | ・伊藤屋新兵衛 ⑦ |
| 部屋組 | 栃木屋八郎兵衛 | ・乙女屋喜太郎 ㉒ | 栃木屋次郎三郎 |
| 猿田川岸組 | 山口屋清六 ⑯ | | |
| 岩井 ^〆 松戸迄 | 野田屋卯兵衛 ㉒ | | |
| 古河川岸 御領内不残 | ・乙女屋喜太郎 ㉒ | | |
| 堺川岸組 | 堺屋新右衛門 ⑬ ・真岡屋庄兵衛 ㉓ ・宮屋善兵衛 ④ | ・釘屋又兵衛 ⑨ ・常陸屋次郎兵衛 ⑭ ・長島屋兵右衛門 ⑥ | ・河内屋藤十郎 ⑲ ・絹川屋茂兵衛 ⑳ ・金子屋紋兵衛 ⑤ |
| 千住川より 荒川河岸領 | 近江屋久右衛門 ① | | |

注 ・印は重複所属。○印数字は文化6年の問屋番号(第1表)。

二 佐原屋庄兵衛と佐原商人仲間

佐原屋庄兵衛は江戸箱崎町三丁目に住居する奥川船積問屋として少なくとも江戸時代後半期を通して存続している。⁽¹⁾ 佐原商人仲間は江戸時代後期明治前期にかけて下総佐原に結成されていた商人仲間である。⁽²⁾ 但し後述のように同業仲間ではない。佐原屋庄兵衛はこの佐原商人仲間の下し荷物を取扱っていた。以下両者の関係についてみていくこととする。

註

(1) 仲間の記録では安永二年以降その存在が確かめられる。なお享保十年の史料にもその名がみえるから(林玲子『江戸問屋仲間の研究』三九頁)その存続は長期間にわたっている。

佐原商人仲間関係の史料は同文書による。因みに杉本氏は呉服太物商奈良屋新右衛門である。佐原商人仲間の主要メンバーで仲間解散時の行司であったため文書が伝存する所となったと思われる。

(2) 奈良屋杉本郁太郎氏所蔵、佐原商人仲間文書による。以下

佐原屋庄兵衛は商人仲間との関連では文化十三年に難船についての詫人としてみえるのが初見である。難船した善蔵の詫人として船行司と共に加印して商人仲間に宛てている。

天保十年に生じた舟賃出入の際の佐原屋庄兵衛の動きをみると、次の如くである。この出入は船仲間と商人仲間との間に起ったのであるが、船仲間が商人仲間に対し舟賃値上げを要求したことに始まる。

船仲間が、商人仲間の回答を不満として荷物を積み止め、その由を佐原屋庄兵衛に対し通告した所

佐庄商渡世向ニも相拘リ、殊ニ仲間一同荷物差支ニも可相成と心配いたし、御年番下宿組御役所茂左衛門様御出府故：

右之分ケ庄兵衛を申上候所：

と佐原村名主茂左衛門に調停方を依頼している。

更にこの年には別の事件が起っている。

同秋七月下旬、近江屋伊右衛門殿、常陸屋儀助殿と倉屋与左衛門殿舟方より被相頼、三ヶ年之間壹割五分増ニ致呉候様被申入候ニ付、寄合評儀仕候而：不承知之由右三人之衆江相断候処、舟手一同相談春中も申出候通荷物積入申間敷様、若手之船頭共^(カ)申募候ニ付、筋崎原屋方ニ而者壹割より外之増決而不相成趣、從此方申遣候事故、始末ニ差支、養子甚吉殿ワざく被下、如何可仕候之由被相尋：此方ニ而茂：決談いたし、先之通堅申断挨拶待居候処、在川岸之船方年寄勘兵衛之上荷主衆へ対し不法之致方よろしかるべからず、春中取究候事も有^(カ)之間、右已前之通荷物無差支御積入可申、其上引合兼候ハ、別段に願出可申条、素直なる返答ニ而無事ニ納申候、尤右欠合中在江戸之舟共一統、壹割五分ならでハ荷物積入申間敷条達而申ニ付、佐原屋方ニ而無是非五分者自分口錢ニ而足シ前いたし、漸積入いたし候由ニ御座候、佐原屋も態々下向いたし右一件骨折申候

と商人仲間と船仲間にあつて、自分の得分である口錢から、埋め合せを行なう程の事を行っているのである。

これは、この時期の佐原屋庄兵衛の立場とも関係しているとみられる。即ち天保五年、佐原屋は火災にあい、商人仲間から四十両の金を借りている。

質物書入借用申金子之事

一金四拾両也

為此質物

立家壹軒

間口四間
奥行五間

艘下船

杉板
銅金物付

右者当二月江戸表大火ニ付我等義類焼仕、立途を失、雨露をも凌兼候始末難渋無此上普請手当ニ差詰、折入而御願申上候処、格別以思食御仲間積金之内前書之通御用立被下難有慥ニ受取借用申処実正御座候、返済之儀者八歩之利足を相加、

当年七月カ来亥之十二月迄六ヶ年賦ニ相定年々七月十一月兩度ニ金四両宛無相違返弁可仕候事

一年賦金之義請人方カ御中間行司衆迄差上可申縦令借主方滞候共其期月ニ者請人立替無相違差上可申事

一此度御恩借之儀粉骨砕身仕御返弁無相違様心掛罷在候得共、如何様之儀出来仕万々一相滞候ハ、書入之質物御引取被下候而御勝手ニ御売立其代金ニ而御引取可被下候事

一或者質物焼失仕候歟、又者朽腐ニ及候而、書入無其詮相成候節者請人御弁金仕、貴殿方江少茂御損毛相掛申間敷候、為後日質物書入加印一札仍而如件

江戸箱崎

天保五年

佐原屋庄兵衛

甲午四月

佐原村

受人伊能茂左衛門

商人御仲間衆中

このような佐原屋の立場が先きの取扱態度に示されているものと考えられる。これは偶発的な事故による借金であるけれども、それを商人仲間求めたということは、少なくともこの時期における佐原屋庄兵衛と商人仲間との関係のあり方を示しているものであろう。

商人仲間の記録に見える限り（文化文政期以降）佐原屋庄兵衛は舟賃を決定するに際し口金の増額要求はしてもその当事者とはなっていない。商人仲間と船仲間との間で仲介的な役割を果たすことがあっても両者の間で決定された舟賃を商人仲間から通告を受けて、送状を認めるのみである。

寛政十二年に定められた運賃表は「舟方中熟談之上相定申候」とされているものであり、また運賃の決定について左の史料は船方と商人仲間の関係を示すものであろう。

入置申一札之事

一此度船持中無抛儀ニ附商人御仲間拾九軒之衆中様方江戸御仕入荷物運賃之儀当外壱ヶ年元運質(質)より正二月壱割、三月朔日ハ極月迄五分之割方之趣当舟行司以御願申上候所早速御聞濟被成下忝奉存候、為後日之仍而一札如件

文政二巳卯正月

舟宗代

善兵衛(印)

太左衛門(印)

商人御行司

植田屋利兵衛殿

天満屋仁兵衛殿

即ちこの場合船方ハ船持と商人仲間の間には船問屋は介在していない。船持で作っているとみられる船仲間の行司が直接に商人仲間と交渉しているのである。

次に、佐原屋庄兵衛は船積問屋であったが、飛脚による陸上荷物をも取扱っていることについて触れておきたい。

差入申書附之事

一我等年来御仲間荷物船積岡廻し共取計方仕来候処、岡廻し荷宰領之義前々上下定日取極有之候処、近頃度々延日ニ相成而御仲間御用弁差支ニ相成御迷惑之由、依而今般相改定日急度無相違荷宰領交代ニ相成候様取計方可仕旨被仰聞
睨と承知仕候、則仕舞日出立日相改取究候処左之通

毎月

奥川船積問屋と佐原商人仲間

三八之日 仕舞

晴雨不拘当日帳面ノ括可申候、若し途中風雨ニ而延日ニ相成候ハ、荷物之品ニ依而次日帳面ノ括可申候、其次日出荷之分ハ後之宰領持ニ取計可申候事

四九之日 早朝出立

晴雨不拘当日出荷分後宰領持ニ可仕候、若し前宰領途中風雨ニ而延日ニ相成候ハ、荷物之品ニ依而今日分計ハ前宰領持ニ帳会可仕候、次日出荷分ハ仮令前宰領逗留ニ候共後宰領持ニ取計可仕候事

右取極之通無相違荷宰領交代致し候様取計方可仕候、若し帳面ノ括之後出荷有之候而居合候宰領より其荷物無心等申出候而も、決而依怙無之様仕、速ニ交代ニ相成候様取計方可仕候、為念差入申書附仍而如件

江戸箱崎町

佐原屋庄兵衛 印

安政二年

卯八月

佐原

商人御仲間衆中

このように、飛脚荷物をも取扱っていたということは佐原屋庄兵衛の性格として注目される所であるが、この時にも商人仲間と船仲間との関係と同様に、商人仲間と荷宰領との間で取極めた内容を佐原屋へ通告するという形をとっている。

尤も商人仲間と荷宰領（飛脚）との関係は荷宰領の従属的傾向がある。この陸上運送で実際に何が運ばれたか明らかにすることはできないが、運賃は第四表のように取極められていた。それによれば荷物の外に金子を運んだことがわかる。

穀屋仲間との契約ではそれは「持下り金子」とあり、江戸で盗難にあったという金は「御登金」（商人仲間奈良屋新右衛

第3表

荷 宰 領 持 賃

| 荷 物 | 単 | 位 | 天保13前 | 天 保 13 | 安 政 2 |
|------------|------------|--------|-------|--------|--------|
| 小 荷 大 駄 | ~490匁 | 1箇ニ付 | 24文 | 20文 | 24~32文 |
| | 500~9,900匁 | 1貫目ニ付 | 75 | 60 | 72 |
| | 10貫~35.9貫 | " | | | 銀5分 |
| 金 子 | 8貫~36貫 | 駄ニ付 | 18匁 | 14匁4分 | 17匁 |
| | (36貫 1駄以上) | | | | 24文 |
| " | 2朱~3分2朱 | 1包ニ付 | 24文 | 20文 | 32~48 |
| " | 1両~4両3分2朱 | " | 48 | 38 | 100 |
| " | 5両~9両3分2朱 | 10両ニ付 | 100 | 77 | 7匁5分 |
| " | 10両~ | 100両ニ付 | 7匁5分 | 6匁 | |

奥川船積問屋と佐原商人仲間

門の)とあって上下共に金子を運んだものとみられる⁽¹⁾。その他飛脚の任務に相場状を送ることがあって、契約にも入れられてある。

さて以上のような佐原屋庄兵衛の性格は多分に舟宿の色彩が強く感じられるところである。その冠称をつけた実例もある程であるが、具体的には左の史料によってもその性格を伺うことができよう。

此度馬喰町小伝馬町旅人宿私共仲間江旅人差留候由申立差障既二今十一日御訴訟ニ相成被相手、尤此儀文化子年御公儀ニ罷出御吟味之上私共仲間申披難相立、内済一札差入以来荷主たりとも夜為明ヶ申間敷尤も仕入等ニ相登り荷物取調中夜ニ入候節者格別荷物とりしらべ兼候滞留杯為致申間敷之一札其節差入内済仕候右之通ニ御座候儘一件取片付候上者御出府之節御宿之義私方外ニ御案内申候儘宜敷御承引可被下候、猶又飛脚衆之儀も御荷物者是迄之通り私方ニ而御世話仕候へ共、止宿之義者私方へ相談之上相極可申と奉存候、右之段宜敷御承引可被成候
……
(天保四年佐原屋商人行司宛)

この時(天保四年)には止宿はすでに文化年間に禁止されており、又奥川船積問屋側の史料から安永二年に旅人止宿について仲間が問合せを受けているから、佐原屋によって述べられている状態がほぼ奥川船積問屋一般の性格と考えて良い面があるのではないかと思う。佐原屋が積場所からみて奥川船積問屋の中でも特殊な存在であったとみられるから、この点を考慮に入れるとしても右の状態が奥川船積問屋の

中での一つの形態であったということは考えられるであろう。

註

(1) 因みに古河と江戸との間でみられるような(鈴木直二『江

戸における米取引の研究』)為替による代金決済が佐原と江戸との間で行われていたという証拠は現在のところつかめない。

三 佐原商人仲間の性格

佐原商人仲間が、いつ結成されたかについては明確でない。最も古い記録は宝暦七年の仲間帳である。こゝに記されている規定はその後も踏襲されているので、明確な規定ができたのが宝暦七年であることは疑いないが、この時、仲間が結成されたのかどうかははっきりしない。しかし宝暦をはるかに遡ることはないであろう。規定は次の如くである。

此度仲間相談を以相改候事

一 旧冬勘定無之御方へを掛うり一切致し申間敷候

一 前より売来候徳居を不及申仮令少く之小売成共毛頭如在無之様に直段致吟味売出し可申候

一 残金相滞候御方協合にて相調候を互ニ知らせ合右之御方仮令現金成共一切売申間敷候事

一 残金相滞催促之上勘定無之候ハ、仲間相談を以張札に出し可申候事

右之趣仲間相談を以相究申候上を急度相守可申候若猥にいたし候ハ、為過料金子壹両仲間へ差出可申候以上

一 会日之儀 二月十四日
九月十四日

宝暦七年

丁丑二月吉日

この規定だけでは仲間の機能を知ることではできない。そこでまずこの仲間の構成メンバーは如何なる者であったかをみ

第4表 佐原商人仲間業種 (明治五年)

| 業種 | 名 | 前 |
|--------------|-----------|-------|
| 綿木綿類あら物小売 | 柏屋喜多見庄吉 | 衛兵四兵衛 |
| 綿木綿類あら物小売 | 天満屋若梅金兵衛 | 郎衛兵衛 |
| 鉄農具類 | 大津屋六崎久四郎 | 衛兵衛 |
| 小間物類 | 笹屋酒井善兵衛 | 衛兵衛 |
| あら物類 | 鹿島屋安藤清兵衛 | 助衛兵衛 |
| 紙類砂糖ろうそく小売 | 天満屋鏑木惣助 | 助衛兵衛 |
| 太物小売 | 油屋小林文助 | 助衛兵衛 |
| せと物渡世 | 久保屋小林庄蔵 | 衛兵衛 |
| 菓種渡世 | 加納屋深田嘉兵衛 | 門衛兵衛 |
| あら物小まもの金米糖小売 | 奈良や伊藤治右衛門 | 衛兵衛 |
| 砂糖小間物 | 柏屋郡司嘉兵衛 | 門衛兵衛 |
| 青物乾物類 | 中村屋並木団左衛門 | 衛兵衛 |
| あら物小売 | 植田屋辻仁兵衛 | 衛兵衛 |
| 綿小きれ類 | 玉深氏玉深清兵衛 | 衛兵衛 |
| せと物塗物類あら物 | ひしや木内佐兵衛 | 衛兵衛 |
| 書籍筆墨 | 正文堂朝野利兵衛 | 衛兵衛 |
| 金もの類 | 伊坂屋本木小兵衛 | 門衛兵衛 |
| 呉服太物類 | 奈良屋杉本新右衛門 | 郎衛兵衛 |
| 持遊物唐もの小きれ | 松野屋小林源四郎 | 衛兵衛 |
| 小間物袋物桐油ろうそく | 万年屋根本久兵衛 | 衛兵衛 |
| 五十集干鰯馬具漁油灰類 | 大和屋柘植清兵衛 | 衛兵衛 |
| 太ものあら物 | 天満屋石川仁兵衛 | 衛兵衛 |
| 小まものたんす長持箱物茶 | 岡田氏岡田八十七 | 蔵助衛兵衛 |
| 銅鉄もの類 | 徳嶋屋岡沢長蔵 | 助衛兵衛 |
| 綿いと砂糖ぬりもの | 徳嶋屋岡沢貞助 | 衛兵衛 |
| 青物乾物類 | 水内屋小林喜兵衛 | 吉衛兵衛 |
| 種物漬物類 | 種屋小平山大吉 | 門衛兵衛 |
| 砂糖紙類 | 亀村氏亀村兵右衛門 | 門衛兵衛 |
| 太物渡世 | 近江屋西村伊右衛門 | 衛兵衛 |
| 砂糖紙類ろうそく | 森屋酒井仁兵衛 | 助衛兵衛 |
| あら物類 | 松田屋石井清助 | 郎衛兵衛 |
| あら物小間物 | 徳嶋屋香取長九郎 | 助衛兵衛 |
| 袋物類 | 徳嶋屋栗山利助 | |

てみよう。この時期の史料が見当たらないが、右の仲間帳は「小間物、太物、荒物、仲間帳」という表紙をもつものであるから、大体は推察されよう。明治五年現在のメンバーについて示せば次表の如くである。ひと口にいつて日用雑貨品および織維品が佐原商人仲間商人の取扱品であったとみてよいであろう。

仲間人数は変動があるらしいが、天保十年には十七人と最も少ない模様で、明治期には四十人に達する時もある。仲間加入の場合は、加入金として二百文、或は金一分を払っている。

第5表 下り荷物運賃(寛政12年)

| 品目 | 運賃文 | 品目 | 運賃文 |
|---------|-----|-------|---------------|
| 大入綿 | 72 | 打もの櫃 | 45 |
| 〃小入 | 55 | 鍋釜荷 | 40 |
| 南京綿 | 108 | 小わり | 40 |
| 蠟そく | 52 | 石 灰 | 18 |
| 太もの | 100 | 吉田灰 | 20 |
| そう麵 | 45 | 石 白 | 48 |
| 樽 荷 | 55 | 藍 玉 | 64 |
| 長ひつ | 52 | 立かみ | 50 |
| 桑らん | 32 | 扇子団 | 長 50 |
| 抹 香 | 32 | 箆 筒 | 164 |
| 切昆布 | 18 | 〃 | 明荷 32 |
| わらび繩 | 45 | 切 油 | 55 |
| 琉 玖 | 50 | 海 鹿 | 18 |
| 近江表 | 62 | 天 草 | 10貫入 40 |
| 備 中 | 50 | 苧 安 | 50 |
| 館煙草 | 30 | 半 紙 | 32 |
| 下太荷 | 38 | 植田かみ | 40 |
| 唐かさ | 32 | 美の紙 | 32 |
| 伊与砥 50入 | 32 | 渋 木 | 32 |
| 上野砥 | 28 | 屋 車 | 32 |
| 数の子 | 32 | 本 判 | 45 |
| 椎茸 大櫃ニて | 50 | 土佐小半し | 45 |
| 同 大籠 | 55 | 大しま | 62 |
| 鯉 節 五た | 50 | 〃 5メ入 | 100文ニ付 5太割 |
| すり鉢 | 32 | 古 手 | 108 |
| 瀬戸物 | 26 | 筵 包 | 見斗 32 |
| □しま | 60 | | 24 |
| 吉野葛 | 10 | 篩 類 | 48 |
| 貝搦子 | 40 | 島田麻 | 45 |
| 椀 八束入 | 40 | かた折 | 16 |
| 〃 六束入 | 32 | 千大根 | 10俵入 40 |
| 膳 三束入 | 28 | 蜜柑籠 | 16 |
| 〃 大 | 38 | | 24 |

仲間としては行司を設け、毎年二、九月の二回、会合を開き行司を交替している。この外、いくらかの仲間金をプールし、毎半年ごとに預ケ人へ利息付で預けている。この預ケ人は大体において仲間のメンバーであることが多い。預ケ金の額は大体五〇二〇両で、入金としては、仲間加入金、利息、寄金の余りなどである。出金は、天保末年以降は会合のための酒肴代が殆んどを占める。この外は難舟の助合金仲間割合の不足分、佐原屋庄兵衛、堀内屋儀兵衛(飛脚屋)などへの貸付金、筆紙代、諸掛り不足分への充当などである。

なお佐原には商人仲間の外、穀屋仲間、塩屋仲間、材木仲間、醬油屋仲間が存在していた。

佐原商人仲間の業種は先に述べた通り、日用雑貨商・繊維商が主なものであった。従って輸送荷物もこれらと関係したものであろう。いま運賃表によって、荷物をみれば次表の如くである。この運賃は寛政十二年に定められたもので、これ

以後この運賃が基準となつて上下している。

さてこの運賃表の表紙は「下り荷物運賃控」「小間物、太物、荒物、仲間」となっている。下りとはこの場合、江戸からの下りである。即ちこの荷物は江戸から佐原向けの輸送荷物なのである。明和年間における佐原河岸の輸送荷物は「米薪、酒、醤油、下り荷物品々」であつた。⁽¹⁾この「下り荷物品々」に当るものが即ちこの運賃表に示されている諸荷物である。米、薪、酒、醤油などがいずれも佐原河岸からの積出し荷物（江戸向け）であつたのに対し、これは佐原商人仲間商人の江戸からの仕入れ荷物であつた。

このような荷物と佐原商人仲間、そのメンバーとをみれば、仲間の性格も明らかとなるであろう。つまり江戸を相手とした下り荷物の荷主仲間と考えることができる。

註（一）『日本産業史大系』4 関東地方篇一一七頁

荷主としての佐原商人仲間は、当然荷物の損害には大きな関心を払っていた筈である。商人仲間の難舟取扱についてみることにする。仲間の難舟に関する規定は左の通りである。

難船先例之写

一 難舟御座候節ハ其場舟行事へ相達し、船行事より当商人行司へ相知セ参り申候間、其節早速寄合いたし候而、当行事難場へ見届ニ参り、其時ニ応而荷物等取斗可致候、尤江戸川の難舟者江戸積問屋より参り取斗可致筈ニ取究罷在候間、不取敢其場所へ見舞状相認メ船行事へ頼ミ遣し可申、勿論後日積問屋へ別段ニ礼状差出し可申候

一 難船の送り状参り候節、其送り状仲間并ニ外荷主とも不残送り状通り控置、扱其上外荷主の分撰分、送り状舟仲間より夫々へ届させ可申候

一 行事より難船場へ見届人参り候節、仲間之外ニ荷主も銘々可参候哉相尋申、又此方へ相頼ミの節々相来候ハ、其

場所ニ依而懸リ入用等之多少も御座候間、後日ニ否哉無之様、其砌耽と相断候上当行司受込参リ可申候

一難舟場助ふね其村役人等入足、猶又御大名御ふね等の礼之義、時の振合ニ而取斗可申事

一難船場より、江戸積問屋又者当所へ知セの飛脚路用賃錢者、是迄其船を半分、荷主中半分ニ割合致来候、猶又其船の造作等入用ハ、其ふねの持ニ候間、荷主方ハ出し不申候、此趣行司見届之仁相心得可参事

一諸懸り割付之義、是迄運賃高割等之先例も御座候、尤其時に随ひ取扱ひ可申候

一仲間之外、積合荷主之義、当ル行事参り路用日柄等も相懸り候間、外荷主分者相心得割付いたし、証文明細帳面相認め、夫々見セ可申事

一般的な難船規定と変りないが、商人仲間の役割がある程度判明しよう。

難舟の報告は舟行事を通して商人行司へ達せられ、難場見届には行司が行くことになっている。商人行事が、その役目として難船場見届という任務を有していたことは、佐原商人仲間の一面を表わしているものである。荷主各人が見届けに行く労および費用を省くことができると共に遠距離の場所まで見届けに行くことができる利点があることは言う迄もない。第六表は江戸川村にて佐原善治郎船が難舟した時の運賃と諸掛りわり合をみたものである。これによれば、仲間商人と仲間外荷主とは、わり合金の負担率にはっきりした差がある。

なおこの史料は年代不明であるが、寛政十二年の運賃表による運賃で積送っている。従ってこの運賃表が適用された時期のものともみることが出来る。この他、仲間外荷主は附近村落商人もいるが、佐原の商人が多い。荷物から判断して商人仲間の業種と同様のものとみられるものも少なくない。佐原商人仲間が佐原における同業者すべてを含んでいるものではないことを物語るが、一人当りの積荷の量において両者には大きな差があることも認められる。

右の場合のわり合負担金は、元舟賃の四・二四倍(仲間外)或は二・九倍(仲間)に達する。仲間商人(に限らず荷主)

第6表

難船わり合金(年不明)

| 荷主 | 元舟賃(舟賃+口銭) | わり合金 | わり合率 | |
|---------|------------|---------|------|--------|
| | | | 元舟ちん | 100文ニ付 |
| 仲間外 24人 | 2朱 5537文 | 26,826文 | 424文 | |
| 仲間 10人 | 12,918 | 37,463 | 290 | |
| 計 | 2朱 18,455 | 64,289 | | |

の難船に対する関心の強さを測り得るところである。

ところで幕府は明和末年から安永年中にかけて関東の河川全域にわたって河岸吟味を行ない、河岸問屋株を設定する。夫々の河岸で吟味を行ない、河岸問屋と認められた者に対し河岸運上を課したのである。⁽¹⁾

この時、佐原河岸では三郎右衛門、茂左衛門の両人が問屋の名目を仰付けられ、河岸運上を納入することになったが、実はこの二人は事実上の河岸問屋ではなかったのである。では河岸運上を實際に負担することは犠牲のみを払うことになる筈である。河岸問屋でない者が問屋株を引受けなければならなかった理由については佐原河岸の内部構造と関連があるが、今たち入って論ずる準備はない。

そこで河岸運上は實際にどのようなように上納されていたのであろうか。その点に限ってみてみることにする。

明和九年に河岸運上上納を命ぜられた時、佐原河岸では行司を定めて運上を取扱うことを決めていた。

行司人別帳

一此度從御公儀様佐原河岸運上之儀ニ付古来之問屋御尋ニ付諸商人船持為惣代問屋三郎右衛門茂左衛門罷出相願候ニ付已来両人ニ而問屋仕年々運上差上候様被仰付候、依之右一件之年行司相極申候、然上者かし運上之一件之諸役不寄何事行司引請相勤可申候、尤無滞相勤候ハ、年々正月十五日諸商人立会次行司相渡可申候、勿論一同相談之上相極候上者急度相守可申候、以上

明和九年

壬辰六月十五日(下略)

実際には安永三年から上納したもののようである。右で明らかのように、運上金は問屋を仰付けられた二人のみで負担したのではなかった。負担の割合は商人仲間が二五〇文、残りの一、二五〇文を村中小前で割合っている。文化年間以降、おそらく変化があったとみられ、文政年間には、三郎右衛門永二五〇文、茂左衛門二五〇文、商人仲間二五〇文、村中小前より七五〇文の割合で取集め上納している。この割合に佐原商人仲間が河岸に対して持つ特殊な地位が表現されているであろう。

註 (一) 川名登「関東に於ける河岸問屋株の成立」(『地方史研究』六二・六三)

むすび

以上のように江戸時代後期における奥川船積問屋としての佐原屋庄兵衛と佐原との関係をみてきたのであるが、それは極めて密接な関係が取り結ばれていたといえる。

前述したように奥川船積問屋の中でも佐原屋庄兵衛は、積場所との対応関係では、特殊な形態を示しているがこのことは右の点と無関係ではないように思われる。上利根十三河岸との比較で「右者当所と違壱船へ積入候荷物揚場も所々二而、一二里或者三四里つゝ相隔候場所二而、冬場之日数も相懸り可申哉、其上荷も当所を無数ニ御座候」と佐原商人仲間が述べていることは佐原河岸の特質を表現しているものであろう。それが佐原屋庄兵衛の積場所の特殊性を一つ説明してくれるように思う。

一方奥川船積問屋の、関東における運輸交通全体の中で占める役割については、江戸府内での再移出ルート of 分担とい

うことの他に、佐原屋庄兵衛の場合にもみられるように又文化期以降つよまる傾向として陸上荷物の取扱いという点が注目されよう。そこに飛脚問屋などとの関係も改めて問題とする必要がある。

江戸と関東各地との間の商業取引関係は、地方商人が荷主であり江戸問屋が荷元と呼ばれる関係が一般的であったと考えてよい。佐原商人仲間の地方商人は有力な荷主の一例である。因みに佐原商業は下り荷物を更に近在小売商へ分散するという機能をもっていたようである。地方商人が荷主であるという点は江戸からの積下し荷物および地方からの積上せ荷物の両方の場合共に同じであったように思われる。(この点については別に具体的な検討が必要であるが、こゝでは概括的な指摘のみに止めておく)そのような関係の中で江戸時代後期における奥川船積問屋の存在が成立していた。その存在の仕方を佐原屋庄兵衛の場合から一般化して考えることは差控えなければならないが、奥川船積問屋の性格をある一面では特徴的に物語っているのではないかと思われる。

その奥川船積問屋が解下船宿らとルートを担当していたということについては、今確証をもって説明することはできない。唯、それは各川船問屋の発生の問題とも関連しているようだが、江戸からの積下し荷物と各地からの積上せ荷物の性格の違いとも関係があったのではないかと推測するのみである。なお佐原商人仲間成立前の佐原屋庄兵衛のあり方については見落すことができない、興味ある問題であるが遺憾ながらここでは明らかにすることはできなかった。

江戸の各種川船問屋間の性格の相違は江戸時代後半期においておそらく消滅していく過程にある。その背景にあるものとの関連は本稿では扱えられなかったが、それは別の角度からの検討を要するものである。

本稿は部分的には昭和四十年六月第十三回早慶連合史学会においてその要旨を発表したものである。

また本稿でその一部を使用した佐原商人仲間文書は現在千葉市奈良屋デパート杉本郁太郎氏の蔵する所、同氏の御理解と御好意によって借覧させて頂いた。末筆ながら記して謝意を表します。なお同文書採訪については中井信彦(慶応義塾大学)松本四郎(三井文庫)佐々木陽一郎(千葉大学)同級長谷川恒雄(慶応義塾国際センター)松崎欣一(慶応義塾志木高校)の諸氏とで行なった。